

令和7年度補正、令和8年度 地域農業構造転換支援事業の補足

- ①本事業は申請を行うことで**必ず活用できるものではなく、ポイント制**をとっており、ポイントを高く獲得できた経営体ほど採択となる可能性が高くなります。
- ②事業実施にあたっては**令和8年度中での完了（導入・整備）が必須**となります。申請にあたっては機械の納品が期限内に可能かを確認してください。  
※すでに**契約・導入済みの機械は補助対象外**です。  
※業者入札から納品検収まで確実に完了できることが必要です。  
※施設整備等の場合は、関係法令検査期間も含みます。
- ③導入する機械や施設整備の**選定根拠が必要**となります。  
※農業経営の改善や発展を図ることから、既存機械や施設と同等の再整備（単純更新）は対象となりません。  
※営農規模に対して、過大な規模の機械導入はできません。
- ④契約や導入の時期を指定させていただくことになります。現時点で**契約可能になるのは8月以降の見込**で、**導入(納品)可能になるのがいつになるかはわかりません**（10月以降と予想）。そのため、今年度中に使用する予定として導入する機械についても、その作業に間に合わない可能性があります。
- ⑤**今回の事業の予算枠はかなり大きく、申請すれば従来 of 事業に比べて補助対象となる可能性が極めて高いです。**
- ⑥令和5年度以前に申請し、事業を受けている方でも申請を行うことができます。